

平成 29 年 度 事 業 予 定 計 画 書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

和歌山県農業共済組合

区 分	組 合 員 数	農作物共済			家 畜 共 済											果 樹 共 済									
		水 稲	麦	計	牛							豚				計	う ん し ゅ う み か ん	指 定 か ん き つ	も も	び わ	か き	う め	す も も	キ ウ イ フ ル ー ツ	計
					成 乳 牛	育 成 乳 牛	乳 用 子 牛 等	肥 育 用 成 牛	肥 育 用 子 牛	そ の 他 の 肉 用 成 牛	そ の 他 の 肉 用 子 牛 等	牛 計	種 豚	肉 豚	豚 計										
					一筆	一筆	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭										
区域内の概数 (総農家数)	戸 29,713	a 689,910	a 500	a 690,410	頭 597	頭 29	頭 359	頭 1,634	頭 84	頭 707	頭 807	頭 4,217	頭 319	頭 1,881	頭 2,200	頭 6,417	a 728,000	a 173,400	a 76,700	a 4,800	a 266,000	a 510,000	a 29,400	a 15,100	a 1,803,400
前 年 度 引 受 実 績	19,677	525,893.3	144.3	526,037.6	540	9	0	422	10	501	603	2,085	0	0	0	2,085	239,007.7	18,704.8	19,005.3	2,897.2	44,942.0	207,196.3	2,694.0	2,692.0	537,139.3
本 年 度 引 受 計 画	20,000	519,300	150	519,450	537	9	0	474	10	520	631	2,181	0	0	0	2,181	240,000	19,200	20,300	3,000	46,000	209,200	3,100	3,300	544,100
本 年 度 予 定 引 受 率	% 67.3	% 75.3	% 30.0	% 75.2	% 89.9	% 31.0	% 0.0	% 29.0	% 11.9	% 73.6	% 78.2	% 51.7	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 34.0	% 33.0	% 11.1	% 26.5	% 62.5	% 17.3	% 41.0	% 10.5	% 21.9	% 30.2

区 分	畑 作 物 共 済	園 芸 施 設 共 済													任意共済			
		ガ ラ ス 室			プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス										計	農機具		
		I 類	II 類	小 計	I 類	II 類	III 類	IV 類 甲	IV 類 乙	V 類	VI 類	VII 類	小 計	損 害		更 新	計	
区 域 内 の 概 数 (総 農 家 数)	a 3,600	棟 5	棟 182	棟 187	棟 -	棟 4,896	棟 1,347	棟 619	棟 116	棟 613	棟 523	棟 -	棟 8,114	棟 8,301	台 30,000			
前 年 度 引 受 実 績	0	0	39	39	0	2,744	543	281	34	350	458	0	4,410	4,449	884	0	884	
本 年 度 引 受 計 画	0	0	40	40	0	2,901	576	301	31	370	448	0	4,627	4,667	660	0	660	
本 年 度 引 受 率	% 0.0	% 0.0	% 22.0	% 21.4	% 0.0	% 59.3	% 42.8	% 48.6	% 26.7	% 60.4	% 85.7	% 0.0	% 57.0	% 56.2	% 2.2			

(2) 農業共済事業の規模

(ア) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等		項 目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料	交付金又は 納入保険料	手持共済掛金
			本年度予定	前年度実績		総 額 ①	国庫負担金 ②	農家負担金 ③			
農作物共済	一 筆	水 稻	519,300.0 a 17,484,565 kg	525,893.3 a 17,712,682 kg	千円 3,024,829	千円 12,500	千円 6,249	千円 6,251	千円 5,035	千円 1,214	千円 7,465
	一 筆	麦	150.0 a 1,600 kg	144.3 a 1,146 kg	28	1.8	0.9	0.9	0.7	0.2	1.1
	計		519,450 17,486,165	526,037.6 17,713,828	3,024,857	12,502	6,250	6,252	5,036	1,214	7,466
家畜共済	牛	成 乳 牛	537 頭	540 頭	54,484	8,037	4,018	4,019	3,371	647	4,666
		育 成 乳 牛	9	9	890	61	30	31	18	12	43
		乳 用 子 牛 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		肥 育 用 成 牛	474	422	115,780	4,116	2,057	2,059	1,842	215	2,274
		肥 育 用 子 牛	10	10	1,260	134	67	67	53	14	81
		その 他 の 肉 用 成 牛	520	501	90,552	4,550	2,274	2,276	1,815	459	2,735
		その 他 の 肉 用 子 牛 等	631	603	40,850	3,054	1,526	1,528	1,310	216	1,744
	牛 計		2,181	2,085	303,816	19,952	9,972	9,980	8,409	1,563	11,543
	豚	種 豚	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		肉 豚	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豚 計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計		2,181	2,085	303,816	19,952	9,972	9,980	8,409	1,563	11,543	
果樹共済	半相殺減収総合一般	うんしゅうみかん	240,000.0 a	239,007.7 a	4,538,242	317,677	158,838	158,839	77,604	81,234	240,073
		指 定 か ん き つ	19,200.0	18,704.8	359,738	16,548	8,274	8,274	648	7,626	15,900
		も も	20,300.0	19,005.3	621,831	38,554	19,277	19,277	11,753	7,524	26,801
		び わ	3,000.0	2,897.2	90,404	7,956	3,978	3,978	3,661	317	4,295
		か き	46,000.0	44,942.0	831,755	53,232	26,616	26,616	9,732	16,884	43,500
		う め	209,200.0	207,196.3	6,260,641	513,373	256,686	256,687	140,864	115,822	372,509
		す も も	3,100.0	2,694.0	51,413	3,753	1,876	1,877	1,111	765	2,642
		キウイフルーツ	3,300.0	2,692.0	128,532	6,041	3,020	3,021	1,504	1,516	4,537
計		544,100.0	537,139.3	12,882,556	957,134	478,565	478,569	246,877	231,688	710,257	

項目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料	交 付 (納 入) 保険料	手持共済掛金	
		本年度予定	前年度実績		総 額	国庫負担金	農家負担金				
共済目的等					①	②	③	④	⑤=②-④	⑥=①-④	
畑作物共済	大豆		— a	— a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
			— kg	— kg	—	—	—	—	—	—	
	計		—	—	—	—	—	—	—	—	
園芸施設共済	ガラス室	I 類	— 棟	— 棟	—	—	—	—	—	—	
		II 類	40	39	223,839	214	107	107	31	76	183
		小計	40	39	223,839	214	107	107	31	76	183
	プラスチックハウス	I 類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		II 類	2,901	2,744	1,302,394	24,356	12,177	12,179	9,489	2,688	14,867
		III 類	576	543	1,015,466	15,117	7,558	7,559	4,402	3,156	10,715
		IV 類 甲	301	281	489,672	6,428	3,213	3,215	804	2,409	5,624
		IV 類 乙	31	34	110,268	160	80	80	24	56	136
		V 類	370	350	1,342,194	4,338	2,169	2,169	654	1,515	3,684
		VI 類	448	458	58,331	660	330	330	311	19	349
小計	4,627	4,410	4,318,325	51,059	25,527	25,532	15,684	9,843	35,375		
計		4,667	4,449	4,542,164	51,273	25,634	25,639	15,715	9,919	35,558	
合 計		—	—	20,753,393	1,040,861	520,421	520,440	276,037	244,384	764,824	

(イ)任意共済事業の規模

項目		引 受		共済金額	共済掛金・賦課金			再共済掛金	再共済手数料	手持共済掛金
		本年度予定	前年度実績		総 額	共済掛金	賦課金			
共済目的等						①	②	③	④=①-②-③	
共済関係	農機具	損害共済	660 台	884 台	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		更新共済	—	—	—	—	—	—	—	—
	計		660	884	854,800	3,474	2,591	883		2,591
合 計		660	884	854,800	3,474	2,591	883		2,591	

(3) 引受計画と実施方策

「農業共済事業の規模」に計画した目標を達成するため、各共済事業について、次の重点項目を推進する。

ア 農作物共済

1. 引受計画

水稻については、経営所得安定対策が実施される中、経営所得安定対策の交付金に係る作付面積確認依頼書兼水稻共済細目書異動申告票の内容を十分精査し、引受面積5,193 ㌦の達成につとめる。

麦については、作付け状況の適正把握と適正引受に取り組み、引受面積150 ㌦の達成につとめる。

2. 実施方策

- ① 水稻共済細目書異動申告票を精査（転作との内容確認及び引受面積の増減については貸し借り筆を本人やNOSA I部長に確認）し、適正引受に取り組む。
- ② 一体化処理の活用による任意加入資格者の把握、適正引受に取り組む。
- ③ 単位当たり共済金額及び補償割合等については、農家の意向を踏まえつつ補償の充実を図るため最高金額等選択を推進する。
- ④ 共済掛金の所定期日内の完全徴収及び過年度未収共済掛金の解消につとめる。

イ 家畜共済

1. 引受計画

飼育農家の高齢化に加え、飼料価格・経費の高騰など畜産農家を取り巻く環境は非常に厳しい状況であるが、本制度の普及拡大と戸別訪問による加入推進に取り組み、引受頭数2,181 頭の達成につとめる。

2. 実施方策

- ① 有資格農業者リストを基に未加入者に対して、家畜保健衛生所等関係機関と連携して加入推進につとめる。
- ② 個体評価の適正化につとめるとともに、加入農家の意向を踏まえつつ補償の充実を図るため共済金額の増額及び追加引受につとめる。
- ③ 個体識別情報システムとの整合性を図り、適正引受に取り組む。

ウ 果樹共済

1. 引受計画

果樹農業は本県の農業算出額の6割を占める基幹産業であり、果樹栽培農家のセーフティーネットとしての機能を十分発揮できるよう、有資格農業者リストを基に未加入者に対して積極的な制度の普及と引受拡大を図る。また、県・市町村・出荷団体及びJA等関係機関との協力関係を密に加入促進に取り組み、引受面積5,441 ㌦の達成につとめる。

2. 実施方策

- ① 広報誌・農業共済新聞・ホームページ等の広報媒体を効果的に活用して、本制

度の普及拡大につとめる。更に、県果樹共済事業協議会並びに地域協議会（北部地域協議会・中部地域協議会・南部地域協議会）等の構成員に協力を仰ぎ、構成員の広報媒体を活用した本制度の紹介や情報発信につとめ、本制度の機能・役割を確実に発揮できるように取り組む。

- ② 農家経営の柱となる樹種を推進重点品目に、また、各樹種の主産地で引受率の低位な市町村を中心に推進重点地区を設定し、引受率向上のため、地域の実態に応じたより効果的な加入推進活動に取り組む。
- ③ 有資格農業者リストを適宜精査し、未加入者に対し積極的な推進活動に取り組む。
- ④ N O S A I 部長連絡協議会等を通じて加入推進活動を早期に取り組み、未加入や継続中止理由等を分析し、それら農家に対する補完推進を行い、補償割合の選択や分納・延納措置の活用等、農家ニーズに即した加入推進につとめる。
- ⑤ 全共済目的で導入した組合員別の危険段階別共済掛金率を栽培農家及び関係機関等へ周知することにより、特に低被害の未加入者に対して効果的な加入推進を図る。

エ 畑作物共済

1. 引受計画

有資格農業者リストを基に、未加入者に関係機関との連携を密に制度の普及と加入促進に取り組む。

2. 実施方策

- ① 加入申込書の期日内とりまとめと申込内容の検証、共済掛金の所定期日内徴収につとめる。
- ② 引受の諾否にあたっては、栽培方法や栽培管理の状況からみて、通常の収穫を期待しているとは考えられない耕地（いわゆる捨て作り）、また、水田耕地に栽培されている場合で周辺水田からの水の浸透防止措置（排水溝等）が行われていない耕地並びに周囲の土地条件等からみて通常の収穫を期待することが困難な耕地等、不適格耕地に該当するものがないか十分留意する。

オ 園芸施設共済

1. 引受計画

有資格農業者リストを基に制度の普及を図り、経営の安定に寄与するため関係機関との連携を密に加入促進に取り組み、引受棟数 4,667 棟の達成につとめる。

2. 実施方策

- ① 面積引受率の低位地域並びに引受率の低い施設区分を重点に、加入推進に取り組む。
- ② 有資格農業者リストを基に、未加入農家への戸別訪問並びに生産組織への加入推進に取り組む。
- ③ 引受価額の適正化と補償割合等の充実を期するため、農家ニーズに沿った普及拡大を図る。
- ④ 県・市町村・J A 等関係機関の広報誌への掲載を依頼し、制度の普及拡大に取

り組む。

カ 農機具共済

1. 引受計画

未加入農家に対して積極的な普及推進を図り、引受台数 660 台の達成につとめる。

2. 実施方策

- ① 大型農機具を所有する稲作農家を中心に、本制度の普及拡大を図る。
- ② 補償割合等を農家に提案するなど「提案型推進」による加入拡大に取り組む。

(4) 損害評価の適正化の方策

ア 農作物共済・畑作物共済

- ① 早期の事故発生通知及び損害通知を組合員に周知し、的確な被害状況の把握につとめる。
- ② 評価体制については、管内の被害実態に応じ、弾力的かつ適正に評価地区の設定等を行う。
- ③ 悉皆調査の公平性、抜取調査（実測調査併用）の適正を期するため、現地研修会を開催し評価眼の統一と評価技術の向上を図る。また、肥培管理の適否はもとより、近年増加傾向にある獣害についても、農家間に不公平が生じないように分割評価の適正実施につとめる。
- ④ 評価高のとりまとめに当たっては、生育・生産・被害状況等につき関係機関の客観資料に基づく比較検証を行い、損害評価高の適正化につとめる。

イ 家畜共済

- ① 高被害農家の事故発生の要因分析を行い、関係機関と協力して事故の低減につとめる。
- ② 廃用事故の現地確認、残存物の適正評価につとめる。
- ③ 病傷給付基準を嘱託獣医師に周知徹底し、事故の適正な取り扱いを行う。

ウ 果樹共済

- ① 損害評価の基礎となる基準収穫量については、園地ごとの実態に応じた設定が行われるよう専門技術者を講師に迎え現地講習会を開催し、各種条件指数（園地・肥培・隔年結果）等の適正な設定につとめる。
- ② 早期の事故発生通知及び損害通知を組合員に周知し、迅速に被害実態の把握に努め、適正な損害評価を実施する。
- ③ 損害評価会委員・損害評価員を対象とした損害評価現地研修会等を開催し、損害評価任務の重要性について認識を高めるとともに、適確な見込収穫量の把握並びに分割評価など、評価眼の統一・損害評価方法等について周知し、損害評価の適正化を図る。
- ④ 地域の作柄状況を把握するための客観資料の収集のため、近畿農政局和歌山支局・県及びJA等出荷団体との連携の強化につとめる。各支所は、同出先機関等において作柄に係る情報を収集し、各地域における生産量の適確な把握につとめる。

エ 園芸施設共済

- ① 事故発生通知の迅速化と管内被害状況の把握、また、これに応じた評価体制を図り、効率的な損害評価を実施する。
- ② 職員を対象に損害評価現地研修会を実施し、評価技術の向上を図るとともに大災害時に備え評価体制の構築につとめる。
- ③ 関係機関及び損害評価会委員との連携強化により適正な評価につとめる。

オ 農機具共済

- ① 早期の事故発生通知及び損害通知を組合員に周知し、損害評価の迅速化と適正化につとめる。
- ② 事故確認時には加入内容の確認を行うとともに、損害評価要領に基づき事故の原因・罹災状況・過失度合等について十分把握した上、必要があれば損害評価会委員の客観的な助言も得つつ適正評価につとめる。
- ③ 損害額の確定後は早期に共済金請求書等関連書類提出を組合員に周知し、迅速な共済金の支払につとめる。

(5) 損害防止事業の実施方策

ア 家畜共済

一般損害防止事業（乳用牛・肉用牛の消化器病等の予防を図るため、薬剤の配布等）を効率的に実施し、家畜共済事業の収支の安定化につとめる。

(6) 執行体制の整備

ア 事務執行体制の整備方法

① 理事会

制度的確な運営を期するため四半期ごとに理事会を開催するほか、必要に応じ開催し、適正な事業運営及び業務執行に関する重要事項について審議する。

② 監事会及び監査

監事会で決定した監査の方針等に基づき、業務の執行及び財産の健全な運営に資するため、年2回の定時監査を実施する。また、臨時監査は必要に応じて随時行う。

③ 余裕金運用管理委員会

定款、経理規則に基づき的確な経理処理を行うとともに、余裕金運用管理委員会を四半期ごとに開催し、安全かつ効率的な余裕金の運用につとめる。

④ コンプライアンス改善委員会

四半期ごとに改善委員会を開催し、「コンプライアンス・プログラム」に基づく取組状況の確認及び遂行内容の検証並びに改善につとめる。

イ NOSAI部長の設置及び職務

特定組合化による規模拡大に伴い、組合員との密接な連絡等に当たるNOSAI部長の役割は大きいため、各地区の実態に即した人員を配置するとともに、共済事業の引受に係る事項及び損害通知の受理、その他日常の組合業務に関する事項について、組合と組合員との連絡の任にあたる。

また、制度の円滑な運営及びNOSAI部長等基礎組織の維持・活性化に取り組

むため、NOSA I 部長連絡協議会及び研修会を開催するなど、NOSA I 部長が活動しやすい環境づくりにつとめる。

ウ 職制及び職員の配置計画

- ① 参事統括のもと総務部、事業部、監査室、北部支所、中部支所、南部支所並びにそれぞれの支所に出張所を置き、職員を適材適所に配置するとともに職務の責任体制を明確化し、事業の円滑な運営と事務能率の向上、合理化につとめるとともに、定期的な人事異動を実施する。
- ② 職場内研修を通じ、職員の倫理・コンプライアンスへの意識を高め、誠実・公正な業務の遂行につとめる。また、課内ミーティング及び定期的な自主点検調査並びに「内部監査実施要領」に基づく内部監査を実施し、内部牽制機能の確立につとめる。

エ 役職員研修等の体制及び計画

- ① NOSA I 制度を取り巻く環境の変化に適切な対応をしていくため、教育研修基金の活用による講習会等への派遣また講習会等を開催し、人材を育成するとともに組織の活性化につとめる。

(7) 予算統制方策

事業計画及び業務収支予算に基づき毎月末に資金運用を検討し、的確な予算の執行を行う。また、職員に業務収支の執行状況を定期的に周知し、事業計画達成による収入確保を図るとともに、経費節減と財務の健全化につとめる。

尚、余裕金の運用に当たっては、余裕金運用管理委員会において策定する年間の当該運用に係る基本方針に基づき、期中の運用状況等を同期開催の理事会に報告しつつ、安全かつ効率的な運用につとめる。

(8) その他

- ① 全国運動の最終年度である「信頼のきずな」未来につなげる運動の実践による制度の普及推進、加入拡大を目指し、次の事項に取り組む。
- ② 事業計画の意思統一を図り計画数値達成のため、「NOSA I 部長連絡協議会」を定期的に開催し加入推進の協力を仰ぐとともに、計画数値に対する県下の進捗状況等の情報提供につとめる。
- ③ 引受並びに損害評価に伴う共済金の支払関係の重要事項を組合員に対し周知徹底を図る。また、農家に対しNOSA I の仕組み、引受方式、補償の選択内容を総代会、地区会議、NOSA I 部長連絡協議会、農家訪問、ガイドブック、広報誌、ホームページ等を活用し情報提供につとめる。
- ④ 共済掛金等口座振替への移行に取り組むとともに、現地確認等の徹底、チェックリストの活用等による自主点検調査並びに内部監査の実施、共済掛金等の立替払いの禁止並びに現金等取扱い組合員への総務担当部署による直接確認の励行、連番複写式領収証の管理、引受に係る事務処理のより一層の適正化につとめる。
- ⑤ ネットワーク化情報システムの適正かつ効率的な運用管理につとめる。
- ⑥ システムリスク管理方針に基づき、コンピュータシステムが故障、災害、犯罪、過

失、不正行為等の脅威に対して安全な稼働につとめる。

- ⑦ NOSAI 広報の中核を担う農業共済新聞の全役職員・基礎組織構成員完全購読に取り組むとともに、本年度目標部数 1,600 部の達成に取り組む。
- ⑧ 広報誌「NOSAI わかやま」を年 4 回発行し組合員及び関係機関との連携を密にするとともに、制度の周知及び情報提供につとめる。
- ⑨ ホームページの適正な管理、運用を行い、農家への情報提供につとめる。
- ⑩ 関係機関の情報誌に果樹・園芸施設共済をはじめ NOSAI 制度の掲載を依頼するとともに、各種イベントへも積極的に参画し制度の普及啓発に取り組む。
- ⑪ 農業・NOSAI 制度に対する理解を深めるため、制度 70 周年記念事業の一環として小中学生を対象に書写コンクールを実施する。全国社会貢献活動として、防犯活動として取り組む方向で平成 29 年度は制度・事業の理解の推進につとめる。
- ⑫ NOSAI 部長研修会等を通じ基礎組織の充実、強化を図る。

(9) 収入保険制度について

収入保険制度については、農林水産省において平成 29 年の通常国会に収入保険制度関係法案が提出されているところであるが、法案が成立されれば、平成 31 年 1 月から責任期間の開始が予定されている。そのため加入申請の受付が平成 30 年 10 月から予定されていることから、対象となる農家・法人経営体に周知するとともに、収入保険制度導入に伴い見直しが見込まれている農業共済制度に対応できる体制の整備を図る。

研修会・講習会等の計画

区 分	開催 時期	対象者	研修内容
(1) 役員等研修			
① NOSAI部長研修会	1月	NOSAI部長	NOSAI制度の適正運営と機能の向上
② 理事・監事研修会	2月	理事・監事	コンプライアンス等に対する意識の高揚
(2) 職員研修			
① NOSAI職員研修会	8月	本・支所職員	青色申告の知識の習得
② 階層別職員研修会	12月	本・支所職員	普及推進等の応用知識の習得
(3) 専門技術関係研修			
① 園芸施設共済損害評価モデル講習会	4月	本・支所職員	評価眼の統一と評価技術の向上
② 果樹共済基準収穫量設定講習会	4月	"	各種条件指数(園地・肥培・隔年結果)等の評価眼の統一
③ 家畜共済研修会	5月	"	担当者の実務知識の向上
④ 果樹共済損害評価現地研修会	4～11月	"	適正な見込収穫量の把握並びに分割評価の評価眼の統一
⑤ 麦共済損害評価現地講習会	5月	"	評価眼の統一と評価技術の向上
⑥ 収入保険研修会	5～7月	"	収入保険・青色申告の知識の習得
⑦ 水稻共済損害評価現地講習会	8月	"	評価眼の統一と評価技術の向上
⑧ 農機具共済研修会	12月	"	担当者の実務知識の向上
(4) コンプライアンス研修			
① セキュリティ研修会	8月	本・支所職員	セキュリティ等に対する意識の高揚
(5) 派遣研修			
① 新任職員講習会	4・7月	本・支所職員	知識の修得
② 収入保険制度に係る研修会	5～7月	収入保険業務 担当課長等	農家の税務申告や経理処理の習得
③ 法令等研修会	7・11月	本所職員	専門知識の修得
④ システム管理者養成研修会	8・1月	本所職員	専門知識の修得
⑤ 管理職養成研修会	8～9月	本所職員	管理職員の管理能力の向上及び 管理手法等の習得
⑥ 経理研修会	9月	経理 担当職員	専門知識の修得
⑦ 家畜共済研修会	10月	本所獣医師	専門知識の修得
⑧ 家畜診療等技術地区別発表会及び研修会	10月	本所獣医師	診療技術に係る専門知識の修得
⑨ 上級管理職研修会	10・11月	本所職員	上級管理職員の管理能力の向上及び 管理手法等の習得
⑩ 初級管理職研修会	12月	支所職員	初級管理職員の管理能力の向上及び 管理手法等の習得
⑪ 園芸施設共済研修会	2月	園芸施設共済 担当職員	専門知識の修得
⑫ 農作物共済研修会	2月	農作物共済 担当職員	専門知識の修得
⑬ 家畜診療等技術全国研究集会	2月	本所獣医師	診療技術に係る専門知識の修得
⑭ 家畜診療技術者研究発表会	2月	本所獣医師	診療技術に係る専門知識の修得
⑮ 果樹共済研修会	3月	果樹共済 担当職員	専門知識の修得
(6) 運動関係			
① 県NOSAI部長連絡協議会	6月	NOSAI部長等	NOSAI部長等基礎組織の機能の向上